

社債発行届出目論見書の訂正事項分

平成 22 年 7 月（第 1 回訂正分）

株式会社日本政策金融公庫

東京都千代田区大手町一丁目9番3号

この届出目論見書により行う第 11 回社債（2 年債）50,000 百万円及び第 12 回社債（5 年債）50,000 百万円の募集（一般募集）については、当公庫は金融商品取引法第 5 条により有価証券届出書を平成 22 年 7 月 13 日に、また同法第 7 条により有価証券届出書の訂正届出書を平成 22 年 7 月 16 日に、それぞれ関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

利率については仮条件を記載しておりますので、利率が決定（平成 22 年 7 月 29 日から平成 22 年 8 月 2 日までの間に決定する予定）した場合には、必要な記載事項について訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても、訂正されることがあります。

1 【社債発行届出目論見書の訂正理由】

平成 22 年 7 月 13 日付をもって関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成 22 年 7 月 16 日に社債の利率につき仮条件を提示することになりましたので、これに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い社債発行届出目論見書の関連事項を後記のとおり訂正いたします。

2 【訂正事項】

	頁
第一部【証券情報】	1
第1【募集要項】	1
1【新規発行社債（短期社債を除く。）（2年債）】	1
利率の欄	1
申込期間の欄	1
欄外注記	1
3【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】	2
利率の欄	2
申込期間の欄	2
欄外注記	2

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）（2年債）】

利率の欄

利率（%）	未定 <u>（第240回国債の流通利回り（年2回複利ベース）に0.01%を加えた率～同利回りに0.20%を加えた率を仮条件とする。）（注）12.</u>
-------	---

申込期間の欄

申込期間	平成22年8月2日（注） <u>13.</u>
------	-------------------------

欄外注記

（注）<前略>

12. 利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成22年7月29日から平成22年8月2日までの間に決定する予定である。

13. 申込期間については、上記のとおり内定しているが、利率の決定日において正式に決定する予定である。なお、上記申込期間については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがある。当該需要状況の把握期間は最長で平成22年7月16日から平成22年8月2日までを予定しているが、実際の利率の決定については、平成22年7月29日から平成22年8月2日までのいずれかの日を予定している。従って、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成22年7月29日」となることがある。

（注）12. の追加及び番号変更

3【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

利率の欄

利率（％）	未定 <u>（第271回国債の流通利回り（年2回複利ベース）に0.01％を加えた率～同利回りに0.20％を加えた率を仮条件とする。）（注）12.</u>
-------	---

申込期間の欄

申込期間	平成22年8月2日（注） <u>13.</u>
------	-------------------------

欄外注記

（注）＜前略＞

12. 利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成22年7月29日から平成22年8月2日までの間に決定する予定である。
13. 申込期間については、上記のとおり内定しているが、利率の決定日において正式に決定する予定である。なお、上記申込期間については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがある。当該需要状況の把握期間は最長で平成22年7月16日から平成22年8月2日までを予定しているが、実際の利率の決定については、平成22年7月29日から平成22年8月2日までのいずれかの日を予定している。従って、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成22年7月29日」となることがある。

（注）12. の追加及び番号変更